

令和2年4月17日

奈良市立小学校の保護者の皆様

奈良市教育委員会

緊急事態宣言の発出に伴う小学校児童の特別受入れへの移行について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業期間において、各小学校において児童受入れを実施しているところではございますが、政府からの緊急事態宣言を受け、感染防止を一層徹底し、子どもたちの命を守ることを最優先にするため、令和2年4月21日（火曜日）から5月1日（金曜日）まで、真にやむを得ない事情の場合に限り受け入れる『特別受入れ』に移行します。

保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言および特別受入れの趣旨をご理解いただき、原則、ご家庭での対応をお願いします。

なお、下記に該当する場合で、どうしても特別受入れが必要な場合については、各校に『特別受入れ利用申出書』（別紙）を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 特別受入れ実施期間等

期間： 令和2年4月21日（火曜日）～5月1日（金曜日）【土・日・祝日を除く】

時間： 各校の登校時刻～14時

2 特別受入れの対象

- ① 医療従事者、警察・消防・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ② ①には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

3 利用までの流れ

- ・特別受入れが必要な方は、事前に『特別受入れ利用申出書』を各校に必ず提出してください。

4 ご留意いただきたい事項

- ・各校で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は特別受入れを中止することになるため、その際に連絡をさせていただき、直ちにお迎えに来ていただく場合もあります。
- ・今後の状況によっては、上記内容を変更する場合があります。

奈良市教育委員会事務局

学校教育課

Tel:0742-34-4763